

遠隔立会実施要領

令和5年10月

東日本高速道路株式会社

第1章 総則

1-1 目的

『遠隔立会実施要領』(以下、「本要領」という)は、東日本高速道路株式会社(以下、「当社」という)の土木工事共通仕様書、施設工事共通仕様書及び調査等共通仕様書(以下、「各共通仕様書」という)に基づく工事及び調査等(以下、「工事等」という)に係る現場において、確認、検査及び立会いを必要とする工事等に関して、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会い(以下、「遠隔立会」という)を実施することにより、品質・出来形を確保しつつ、受注者及び発注者(以下、「受発注者」という)の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るとともに、契約の適正な履行確認のための業務履歴の管理に必要な項目を定めるものである。

これまでの工事等における確認、検査及び立会いは、現地における受発注者双方の目視等の確認(以下、「現地立会」という)により実施されていた。

本要領で定める遠隔立会とは、ウェアラブルカメラ等のデジタル通信技術により取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を用いて確認、検査及び立会いを行うものである。

本要領は、受注者の確認、検査及び立会いに伴う手待ち時間の削減や、発注者の現地立会に要する移動時間の削減等、受発注者双方の業務の効率化、生産性向上を目指し、適用範囲、使用機材や留意事項、適用性等を定めたものである。

遠隔立会を行う目的は、品質・出来形を確保しつつ、受発注者双方の効率化による生産性の向上を図ることであるため、受発注者間で協議の上、目的に即した工種・項目について遠隔立会を行うこととする。

また、確認、検査及び立会いの内容、状況により、現地立会が必要な場合には、これを否定するものではないので、現地立会と遠隔立会を適切に運用し、業務の効率化による生産性の向上を図ることとする。

なお、立会(遠隔立会又は現地立会)を行う工種・項目は、工事の初期で作業が定常的になっていない場合、施工管理試験結果が限界値に異常接近した場合、試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合、特殊な工法、機械、材料等を使用する場合、施工箇所が特に重要な場合などを除き、各共通仕様書及び施工管理要領に示す監督員の立会が必要な項目において実施することを基本とする。

1-2 適用の範囲

本要領は、当社が発注する各共通仕様書に基づく工事等における確認、検査及び立会いに適用するものとする。

本要領において、「確認」とは、土木工事共通仕様書及び施設工事共通仕様書の第1章総則「用語の定義」における「確認」を、「検査及び立会い」とは、各共通仕様書の第1章総則における「検査及び立会い」を指すものとする。

1-3 使用する機器

遠隔立会に使用する機器は次のとおりとする。

- (1) リアルタイム映像の配信が可能な動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の媒体
- (2) 双方向通信が可能な媒体または(1)の機能に双方向通信が附属した媒体

遠隔立会に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)や双方向通信としての Web 会議システム等の機器は、受注者が準備し運用するものとする。

遠隔立会に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)や双方向通信としての Web 会議システム等は監督員と協議のうえ、確認、検査及び立会いが実施できるものを選定するものとする。選定にあたっては、表 1～3 に示す仕様を標準とし、検査の内容や通信状況等の現場状況を踏まえるとともに可搬性、操作性、映像の視認性、使用中の安全性(特に歩行の支障とならないこと)等を考慮する必要がある。

なお、Web 会議システム等について、当社で未使用のシステム等を使用する場合は、当社内で安全性の確認等を行うことにより時間を要することがあるため、注意するものとする。

表 1 動画撮影用のカメラに関する数値

項目	仕様	備考
映像	画素数:640×480 以上	カラー
	フレームレート:15fps以上	
音声	マイク:モノラル(1チャンネル)以上	
	スピーカ:モノラル(1チャンネル)以上	

表 2 Web 会議システムに関する数値

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大 50Mbps 以上、上り最大 5Mbps 以上	
映像・音声	転送レート(VBR):平均1Mbps 以上	

画素数と最低限必要な通信速度を示す。なお、下表は標準であり、利用する人数や映像共有の有無等の利用環境や電波状況、時間帯に応じて変化することに留意すること。

表 3 画質・画素数と最低限必要な通信速度

画質	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×480	530kbps
480p	720×480	800kbps
720p	1280×720	1.8Mbps
1080p	1920×1080	3.0Mbps
2160p	4096×2160	20.0Mbps

※使用する機器の機能としては仕様を満たしていても、機器の設定により、仕様を満たさない場合があるため、注意すること。(例:使用する端末の画質を「高設定」にした場合は仕様を満たすが、「低設定」にした場合、仕様を満たさないことがあるため、端末画質を「高設定」にすること。)

1-4 施工計画書又は作業計画書

遠隔立会の実施に先立ち、次の事項を土木工事共通仕様書及び施設工事共通仕様書に基づく工事は施工計画書に記載し、調査等共通仕様書に基づく調査等は作業計画書に記載し、監督員へ提出するものとする(以下、調査等共通仕様書に基づく調査等は施工計画書を作業計画書に読み替えるものとする)。

- (1) 対象とする工種・項目
- (2) 使用する機器と仕様
- (3) 実施方法

- (1) 遠隔立会を適用する工種・項目は、確認、検査及び立会いの内容や通信環境等の現場状況によって困難な場合もあることから、遠隔立会の実施に先立ち、受発注者間で協議の上で、施工計画書へ記載するものとする。
- (2) 使用する機器については、本要領「1-3使用する機器」を標準とし、次の①、②の内容を記載するものとする。
 - ①使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の機器と仕様
 - ②ウェアラブルカメラ等で撮影した映像を監督員に配信するために使用する Web 会議システム等の機器と仕様
- (3) 遠隔立会の実施方法については、様々な形態や状況が想定されることから、進捗状況などを勘案し、標準的な確認、検査及び立会いの手順を示した実施方法について施工計画書に記載するものとする。

1-5 遠隔立会における留意事項

遠隔立会の実施にあつては次の事項に留意するものとする。

- (1) 受注者は、遠隔立会の実施について被撮影者等と事前に同意を得ること。
- (2) 受注者は、動画撮影時の移動について十分に留意すること。
- (3) 受注者は、プライバシーを侵害する音声配信されないように留意すること。
- (4) 受注者は、現場外が出来る限り映りこまないよう留意すること。
- (5) 受注者は、第三者が映りこまないよう留意すること。
- (6) 通信状況や機器の不具合等により遠隔立会ができなかった場合の措置に留意すること。
- (7) 受注者は、遠隔立会を実施するにあたり、虚偽の申告は厳に慎むこと。
- (8) 本要領によりがたい場合は受発注者間で協議を行うこと。

- (1) 受注者は、被撮影者である元請け社員のみならず作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、事前に同意を得るものとする。
- (2) 移動しながらの動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れ事故につながる場合があるため、十分に留意すること。
- (3) 作業員のプライバシーを侵害する音声配信されることのないよう留意すること。
- (4) 受注者は、現場外(隣接家屋等)ができる限り映りこまないよう留意すること。
- (5) 受注者は、第三者が映りこまないよう留意すること。

- (6) 遠隔立会ができなかった場合の措置は、現地立会、遠隔立会の再実施、各共通仕様書「検査及び立会いの省略」等があるが、受発注者間で協議して柔軟に対応するものとする。
- (7) 遠隔立会を実施するにあたり、虚偽の報告を行った場合、必要に応じて法的措置及び指名停止の措置を行う。
- (8) 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

第2章 遠隔立会の実施に関する事項

2-1 事前準備

遠隔立会の実施にあたって、土木工事共通仕様書及び施設工事共通仕様書に基づく工事は工事施工立会い(検査)願、調査等共通仕様書に基づく調査等は調査等打合簿により、受発注者間で確認するものとする(以下、調査等共通仕様書に基づく調査等は工事施工立会い(検査)願を調査等打合簿に読み替えるものとする)。

遠隔立会は、原則、提出された施工計画書に基づき行うものとし、監督員の確認、検査及び立会いを請求する場合に提出する各共通仕様書に定める工事施工立会い(検査)願の立会い(検査)希望日時の欄に「遠隔立会」と記入して監督員へ提出するものとし、監督員は、通信環境等現場状況を踏まえ、立会方法を受注者へ回答するものとする。

2-2 遠隔立会の実施

遠隔立会の実施にあたり、以下の項目について確認を行うものとする。

- (1) 機器の確認
- (2) 現場の確認
- (3) 実施内容の確認

- (1) 受注者と監督員は、事前にリアルタイム映像の配信や双方向通信が可能で十分な情報のやり取りができることの確認を行う。特に、同一の工事であっても現場ごとに通信環境が異なることに留意すること。
- (2) 監督員が現場周辺の状況や確認箇所の位置を把握することができるように、受注者は実施前に必要な情報を監督員に伝え、監督員は現場周辺の状況や確認箇所の位置を把握したことを受注者に伝える。
- (3) 受注者は、「工種・項目」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」及び「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示するものとする。必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。また、確認、検査及び立会いの終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督員の確認を得るものとする。

なお、遠隔立会による確認、検査及び立会いは、現地立会による確認、検査及び立会いと同様として取り扱うため、提出書類は現地立会と同様とし、監督員は受注者に対し、遠隔立会の実施を示す写真の提出は求めないものとする。

第3章 遠隔立会の工種・項目

3-1 遠隔立会の適用性

遠隔立会の適用性について、表4に目安を示す。

なお、現場状況等に応じて、受発注者間で協議の上、表4の目安によらず積極的に遠隔立会を実施してもよいものとする。

遠隔立会の適用性とは、本要領 1-3 に示す汎用的な機器を用いた遠隔立会による検査等が現地立会による検査等と同等と判断できるか否かをいう。

遠隔立会の適用性は次に示す判断基準に基づき、工種・項目毎に目安を設定したものである。

○：遠隔立会・・・数値読取り及び外観検査等の遠隔立会で合否判定が可能な項目

A：現地立会・・・配合試験、モデル施工、試験施工等の現地での確認・判断が必要な項目

B：現地立会・・・広範囲での確認が必要な項目

C：現地立会・・・現地で打音・触診・目視による性状確認または、測量機材等を通した視準が必要な項目

遠隔立会は、業務効率化と品質・出来形確保を両立させながら、各現場において、受発注者間協議の上、柔軟に対応するものとする。

表4に記載のない工種・項目については、表4及び現地状況等を勘案し、受発注者間で協議の上、遠隔立会または現地立会を決定するものとする。

表4の適用性について、上記A、B又はCと記載されている工種・項目についても、品質・出来形の確保ができるかを確認し、受発注者と協議の上、遠隔立会としてもよい。

表4 遠隔立会の適用性の目安

- 【土木工事共通仕様書・関連項目】 1-30 検査及び立会い
- 【施設工事共通仕様書・関連項目】 第27節 検査及び立会い
- 【調査等共通仕様書・関連項目】 1-23 立会い及び検査

- ：遠隔立会・・・数値読取り及び外観検査等の遠隔立会で合否判定が可能な項目
- A：現地立会・・・配合試験、モデル施工、試験施工等の現地での確認・判断が必要な項目
- B：現地立会・・・広範囲での確認が必要な項目
- C：現地立会・・・現地で打音・触診・目視による性状確認または、測量機材等を通した視準が必要な項目

施工管理要領	品質管理項目	工種	項目	適用性	備考
土工施工管理要領	切土工	セメントモルタル吹付工及びコンクリート吹付工	強度試験用供試体の作り方、圧縮強度試験、塩化物含有量 (Cl ⁻)	○	
	3-2-2 品質管理 (基準試験)	吹付用コンクリート及びモルタル			
	3-2-2 品質管理 (基準試験)	セメントモルタル吹付工及びコンクリート吹付工	材料の圧送状況、材料の吐出状況、材料の分離状況、リバウンド状況、締め固め状況等	C	
	3-2-3 施工管理試験	計量器管理基準不合格の場合の措置	再検査	A	
	3-2-4 出来形基準	セメントモルタル吹付工及びコンクリート吹付工	吹付厚	○	
	3-3-2 品質管理 (基準試験)	吹付のり砕工	強度試験用供試体の作り方、圧縮強度試験、塩化物含有量 (Cl ⁻)	○	
	3-3-2 品質管理 (基準試験)	吹付用コンクリート及びモルタル			
	3-3-2 品質管理 (基準試験)	吹付のり砕工	材料の圧送状況、材料の吐出状況、材料の分離状況、リバウンド状況、締め固め状況等	C	
	3-3-4 出来形基準	吹付のり砕工	砕の長さ、砕の断面	○	
	3-4-4 出来形基準	現場打ち砕工	砕の長さ、砕の断面	○	
	3-5-2 品質管理 (基準試験)	切土補強土工	水セメント比、練混ぜ水温度、比重、流動性、ブリーディング率、圧縮強度、塩化物イオン量	A	
	3-5-5 出来形基準	グラウトの配合試験	長さ、スペーサー、外観、注入量	○	
	3-6-2 品質管理 (基準試験)	切土補強土工 補強材の加工 グラウト注入			
3-6-2 品質管理 (基準試験)	繊維補強コンクリート	強度試験用供試体の作り方、圧縮強度試験、塩化物含有量 (Cl ⁻)、繊維混入率試験、強度試験用供試体の作り方、曲げタフネス試験	○		
3-6-2 品質管理 (基準試験)	繊維補強コンクリート吹付				
3-6-2 品質管理 (基準試験)	繊維補強コンクリート	施工性	A		
3-6-2 品質管理 (基準試験)	繊維補強コンクリート				
4-1-2 品質管理 (基準試験)	グラウンドアンカー工	水セメント比、練混ぜ水温度、比重、流動性、ブリーディング率、圧縮強度、塩化物イオン量	A		
4-1-2 品質管理 (基準試験)	グラウトの配合試験				

施工管理要領	品質管理項目	工種	項目	適用性	備考
土工施工管理要領	4-1-3 出来形管理及び規定値	グラウンドアンカー工 施工記録	施工記録 ・ 削孔（定着層の確認を除く） ・ テンドンの組立、加工 ・ 塗膜系材料を使用したテンドンの組立、加工 ・ グラウト注入	○	
	4-1-3 出来形管理及び規定値	グラウンドアンカー工 施工記録	施工記録 ・ 削孔（定着層の確認）	C	
	4-2-2 品質管理および出来形基準	抑止杭工	施工記録	○	
	4-3-3 出来形管理及び規定値	水抜ボーリング工	施工記録	○	
	4-4-3 出来形管理及び規定値	集水井工	施工記録	○	
	7. 土質判定試験		土砂・軟岩・硬岩判定試験	C	
	盛土工 2-5-2(2) モデル施工の実施	モデル施工	敷均し回数およびまき出し厚さ、締固めの機種、規格および締固め回数、品質管理方法および管理基準値の検討	A	
	4-6-4 性能検査（路床の最終検査）	ブルーフローリング	ブルーフローリングまたは、ローラ加速度応答法により、不良と思える路床部分を把握し、その部分について、たわみ量を測定	A	
	9-3-2 TS・GNSS機器設置位置の精度確認		GNSS機器設置位置の精度確認項目	C	
	気泡混合軽量盛土 4施工管理試験	計量器管理基準不合格の場合の措置	再検査	A	
植生のり面施工管理要領	4. のり面調査及び試験施工	4.1目的	のり面調査結果に基づく確認及び試験施工結果	A	
コンクリート施工管理要領	6-1 立会検査の項目	コンクリート	試し練り	A	
	6-1 立会検査の項目	コンクリート	コンクリート打込み	C	
	6-1 立会検査の項目	コンクリート構造物	非破壊試験（圧縮強度）	○	
	6-1 立会検査の項目	コンクリート構造物	非破壊試験（鉄筋かぶり）	○	
	6-1 立会検査の項目	鉄筋	曲戻し試験（基準試験）	○	
	6-1 立会検査の項目	ガス圧接による鉄筋継手	圧接施工試験（基準試験）	○	
	6-1 立会検査の項目	ガス圧接による鉄筋継手	引張試験（基準試験）	○	
	6-1 立会検査の項目	ガス圧接による鉄筋継手	外観試験・超音波探傷試験（日常管理試験）	○	
	6-1 立会検査の項目	機械継手による鉄筋継手	引張試験（基準試験）	○	
	6-1 立会検査の項目	機械継手による鉄筋継手	外観試験（日常管理試験）	○	
	6-1 立会検査の項目	機械式鉄筋定着	引張試験（基準試験）	○	
	6-1 立会検査の項目	機械式鉄筋定着	外観試験（日常管理試験）	○	
	6-2 出来形基準	型わく	型わくの位置、形状、寸法等（コンクリート打込み前確認）	B	
	6-2 出来形基準	鉄筋	鉄筋の位置、間隔、径等（コンクリート打込み前確認）	B	
	6-2 出来形基準	PC鋼材	PC鋼材の配置、数量、保持間隔、定着具接続具の位置、鉄筋との取り合い等（コンクリート打込み前確認）	B	
	6-2 出来形基準、6-3 出来形調書の作成	コンクリート構造物	出来形調書の作成・出来形検査	B	

施工管理要領	品質管理項目	工種	項目	適用性	備考
構造物施工管理 要領	II 2-2 直接基礎	直接基礎	支持層の確認	C	
	II 2-2 直接基礎	直接基礎	平板載荷試験	○	
	II 2-3-1 既製ぐい（打込みぐいおよび中掘りぐい）	コンクリートぐい	外観、形状寸法（現場）	○	
	II 2-3-1 既製ぐい（打込みぐいおよび中掘りぐい）	コンクリートぐい	試験ぐい	A	
	II 2-3-1 既製ぐい（打込みぐいおよび中掘りぐい）	コンクリートぐい	打止め（貫入量測定、支持力算定）	○	
	II 2-3-1 既製ぐい（打込みぐいおよび中掘りぐい）	鋼管ぐい、鋼管矢板、H鋼ぐい	外観、形状寸法	○	
	II 2-3-1 既製ぐい（打込みぐいおよび中掘りぐい）	鋼管ぐい、鋼管矢板、H鋼ぐい	現場溶接継手（外観検査）	○	
	II 2-3-1 既製ぐい（打込みぐいおよび中掘りぐい）	鋼管ぐい、鋼管矢板、H鋼ぐい	試験ぐい	A	
	II 2-3-1 既製ぐい（打込みぐいおよび中掘りぐい）	鋼管ぐい、鋼管矢板、H鋼ぐい	打止め（貫入量測定、支持力算定）	○	
	II 2-3-2 場所打ちぐい	機械掘削	支持層の確認	C	
	II 2-3-2 場所打ちぐい	機械掘削	コアボーリングによるコンクリート圧縮強度試験	○	
	II 2-3-2 場所打ちぐい	機械掘削	トレミー管の管理	C	
	II 2-3-2 場所打ちぐい	機械掘削	載荷試験	A	
	共通仕様書7-2-4(1)4)	機械掘削	検尺	○	
	II 2-3-2 場所打ちぐい	人力掘削（深礎工法 ライナープレート）	支持層の確認	C	
	II 2-3-2 場所打ちぐい	人力掘削（深礎工法 ライナープレート）	裏込めグラウト（基準試験）	A	
	II 2-3-2 場所打ちぐい	人力掘削（深礎工法 ライナープレート）	裏込めグラウト（日常管理試験）	○	
	II 2-3-2 場所打ちぐい	人力掘削（深礎工法 ロックボルト・吹付けコンクリート）	支持層の確認	C	
	II 2-3-2 場所打ちぐい	人力掘削（深礎工法 ロックボルト・吹付けコンクリート）	平板載荷試験	○	
	共通仕様書7-2-4(2)4)	人力掘削	検尺	○	
	II 2-4-1 オープンケーソン	オープンケーソン	刃口の据付地盤の確認	C	
	II 2-4-1 オープンケーソン	オープンケーソン	刃口の据付	C	
	II 2-4-1 オープンケーソン	オープンケーソン	支持層の確認	A	
	II 2-4-2 ニューマチックケーソン	ニューマチックケーソン	刃口の据付地盤の確認	C	
	II 2-4-2 ニューマチックケーソン	ニューマチックケーソン	刃口の据付	C	
	II 2-4-2 ニューマチックケーソン	ニューマチックケーソン	支持層の確認	A	
	II 2-4-2 ニューマチックケーソン	ニューマチックケーソン	平板載荷試験	○	
	II 3-5 仮組立検査	鋼構造物	仮組立検査	B	
	II 3-8 塗装作業	塗装	現場塗装前の被塗装面、損傷部及び添接部の除錆程度	C	
	II 3-8 塗装作業	塗装	現場塗装の塗膜厚	○	
	II 3-8 塗装作業	塗装	仕上り塗膜の外観、色調	C	
II 3-9 金属溶射	金属溶射	事前確認試験	C		
II 3-10 架設検査	鋼構造物	架設検査	B		
II 3-11 高力ボルト締付検査	高力六角ボルト	締付検査	○		

施工管理要領	品質管理項目	工種	項目	適用性	備考
構造物施工管理 要領	II 3-12 現場溶接部非破壊検査	現場溶接部非破壊検査	手動超音波探傷試験による抜取り検査	○	
	II 3-13 架設完了検査	鋼構造物	架設完了検査	C	
	II 4-2 ポストテンション方式	PC構造物	緊張装置のキャリブレーション	A	
	II 4-2 ポストテンション方式	PC構造物	試験緊張	A	
	II 4-2 ポストテンション方式	PC構造物	緊張管理	○	
	II 4-2 ポストテンション方式	PC構造物	PCグラウト配合試験	A	
	II 4-3 プレテンション方式	PC構造物	プレテンションPC桁の外観、寸法検査	○	
	II 4-3 プレテンション方式	PC構造物	プレテンションPC桁のひび割れ確認試験	○	
	II 5-2-1 ゴム支承	ゴム支承	組立て寸法	○	
	II 5-2-1 ゴム支承	ゴム支承	ゴム支承の基本性能（圧縮変形性能、せん断剛性（等価剛性）、減衰（等価減衰定数）、せん断変形性能）	○	
	II 5-2-1 ゴム支承	ゴム支承	防錆（溶融亜鉛めっき付着量、塗膜厚）	○	
	II 5-2-1 ゴム支承	ゴム支承	完成品の外観目視	○	
	II 5-2-1 ゴム支承	ゴム支承	据付け精度	○	
	II 5-2-2 鋼製支承	鋼製支承	形状寸法（高さ、部材寸法、ボルト孔、重量）	○	
	II 5-2-2 鋼製支承	鋼製支承	防食（溶融亜鉛めっき付着量、塗膜厚）	○	
	II 5-2-2 鋼製支承	鋼製支承	完成品の外観目視	○	
	II 5-2-2 鋼製支承	鋼製支承	据付け精度	○	
	II 5-2-3 無収縮モルタル	無収縮モルタル	注入作業	○	
	II 5-2-3 無収縮モルタル	無収縮モルタル	日常管理試験（コンシステンシー、温度、圧縮強度）	○	
	II 6 はく落防止対策	はく落防止対策	はく落防止の押抜き試験	○	
	II 7-3 コンクリート表面含浸	コンクリート表面含浸	使用材料の確認（品質規格証明書と照合、密度）	○	
	II 7-3 コンクリート表面含浸	コンクリート表面含浸	材料の使用量確認	○	
	III 2-1 塗替え塗装	塗替え塗装	塗料の抜取検査	○	
	III 2-1 塗替え塗装	塗替え塗装	塗装直前の素地調整程度の確認	C	
	III 2-1 塗替え塗装	塗替え塗装	塗膜厚	○	
	III 2-1 塗替え塗装	塗替え塗装	上塗りの最終工程完了時	C	
	III 3-3 断面修復	断面修復	左官工法による断面修復の基準試験（コンクリートとの付着性、圧縮強度）	○	
	III 3-3 断面修復	断面修復	吹付け工法による断面修復の基準試験（コンクリートとの付着性、圧縮強度、鉄筋背面への充填性）	○	
	III 3-3 断面修復	断面修復	打込み工法による断面修復の基準試験（コンクリートとの付着性、圧縮強度、鉄筋背面への充填性）	○	
	III 3-3 断面修復	断面修復	左官工法による断面修復の定期管理試験（コンクリートとの付着性、圧縮強度、設備の定期試験値との比較）	○	
	III 3-3 断面修復	断面修復	吹付け工法による断面修復の定期管理試験（コンクリートとの付着性、圧縮強度、設備の定期試験値との比較）	○	

施工管理要領	品質管理項目	工種	項目	適用性	備考
構造物施工管理 要領	Ⅲ3-3 断面修復	断面修復	打込み工法による断面修復の定期管理試験（コンクリートとの付着性、圧縮強度、設備の定期試験値との比較）	○	
	Ⅲ3-3 断面修復	断面修復	断面修復の日常管理試験（使用材料の確認、材料使用量）	○	
	Ⅲ3-5 はく落防止	はく落防止	はく落防止の押抜き試験	○	
	Ⅲ3-7 プレストレス導入工	プレストレス導入工	緊結用緊張材の緊張管理	○	
	Ⅲ4-1 プレキャストPC床版	プレキャストPC床版	受入れ検査（外観検査、形状・寸法・非破壊試験（圧縮強度、鉄筋かぶり）の検査結果に記載の製品番号と搬入床版の製品番号との照合）	○	
	Ⅲ4-1 プレキャストPC床版	プレキャストPC床版	アークスタッド溶接施工	C	
	Ⅲ4-3 床版上面増厚工	床版上面増厚工	出来形管理（施工前、施工完成后）	B	
	Ⅲ6-2 あと施工アンカー	接着系あと施工アンカー	基準試験（引張試験）	○	
	Ⅲ6-2 あと施工アンカー	接着系あと施工アンカー	定期管理試験（引張試験）	○	
	Ⅲ6-2 あと施工アンカー	接着系あと施工アンカー	日常管理試験（アンカーボルト長さ試験）	○	
	Ⅲ6-2 あと施工アンカー	金属系アンカー	基準試験（引張試験）	○	
	Ⅲ6-2 あと施工アンカー	金属系アンカー	定期管理試験（引張試験）	○	
	Ⅲ7-1 鉄筋コンクリート橋脚耐震補強	鋼板巻立て工法	高力ボルトの締付け後の検査	○	
	Ⅲ7-1 鉄筋コンクリート橋脚耐震補強	鋼板巻立て工法	溶接後の検査（外部きずの検査、内部きずの検査）	C	
	Ⅲ7-1 鉄筋コンクリート橋脚耐震補強	鋼板巻立て工法	溶接前の検査（仮付け溶接前：開先形状及び組立て溶接の有無と取除き状況、仮付け溶接後：仮付け溶接の状況及び開先の洗浄度）	○	
	Ⅲ7-2 鉄筋フレア溶接継手	鉄筋フレア溶接継手	溶接施工基準試験（外観・形状寸法、引張試験、断面マクロ試験）	C	
	Ⅲ7-2 鉄筋フレア溶接継手	鉄筋フレア溶接継手	日常管理試験（外観、形状寸法、引張試験、断面寸法）	○	
	Ⅱ7-3 制震ダンパー	制震ダンパー	基本性能試験	○	
	Ⅱ7-3 制震ダンパー	制震ダンパー	寸法・外観（組立寸法、外観目視）	○	
	Ⅱ7-3 制震ダンパー	制震ダンパー	防錆（溶融亜鉛めっき付着量、塗装塗膜厚）	○	
Ⅱ7-3 制震ダンパー	制震ダンパー	溶接部（非破壊試験、外観目視）	C		
トンネル施工管理 要領 (本体工編)	1-5 日常管理試験	内装工タイル直張り	付着状況確認	C	
	1-5 日常管理試験	内装工タイル直張り	タイル接着試験	○	
	1-5 日常管理試験	内装工 (タイル直張り) 視線誘導ライン	付着状況確認	C	
	1-5 日常管理試験	内装工 (タイル直張り) 視線誘導ライン	タイル接着試験	○	
	13-2 出来形基準	トンネル(本体工) 吹付コンクリート工	厚さ	○	
	13-2 出来形基準	ロックボルト工	出来形(長さ)	○	

施工管理要領	品質管理項目	工種	項目	適用性	備考
トンネル施工管理要領 (本体工編)	13-2 出来形基準	覆工	型わく据付後の測定	○	
	13-2 出来形基準	覆工	覆工厚の測定	○	
	13-2 出来形基準	覆工	トンネル内空の測定	○	
	13-2 出来形基準	内装工タイル直張り	タイルの剥離・浮き・ひび割れの確認	C	
	13-2 出来形基準	内装工視線誘導ライン(塗装)	表面塗膜	C	
	13-2 出来形基準	内装工視線誘導ライン(塗装)	密着強度	○	
	13-2 出来形基準	内装工視線誘導ライン(タイル)	タイルの剥離・浮き・ひび割れの確認	C	
(計測工編)	参考資料-1	切羽評価点	岩判定委員会	C	
舗装施工管理要領	II 建設工事関係 III 補修工事関係 1-2 試験練り	試験練り	試験練りにおける試験項目	A	
	II 建設工事関係 III 補修工事関係 1-3 試験舗装	試験舗装	試験舗装における試験項目	A	
	II 建設工事関係 III 補修工事関係 1-4 本施工	締固め度	締固め度試験実施箇所の抽出(マーキング)、マーシャル試験の供試体密度	B	
	II 建設工事関係 4-7 検査 出来形検査基準	床版防水システム (グレードII)	出来形検査項目全般 (下記を除く)	○	
	III 補修工事関係 3-6 検査 出来形検査基準	床版防水システム (グレードII)	既設床版 凹凸形状	C	
	II 建設工事関係 4-7 検査 出来形検査基準 III 補修工事関係 3-6 検査 出来形検査基準	床版防水システム (グレードII)	表面状態	C	
	II 建設工事関係 4-7 検査 出来形検査基準 III 補修工事関係 3-6 検査 出来形検査基準	床版防水システム(グレードI・II)	防水性 塗布量の管理	○	
	II 建設工事関係 4-7 検査 出来形検査基準 III 補修工事関係 3-6 検査 出来形検査基準	床版防水システム(グレードI・II)	防水性 キズ、気泡、塗りむら、はがれ、シワ、膨れ	C	
	II 建設工事関係 4-7 検査 出来形検査基準	床版防水システム (グレードII)	接着性 橋梁レベリング層の浮き	C	
	III 補修工事関係 1-3 試験舗装	試験舗装を実施しない場合	詳細施工計画書通り施工されているか施工初日に確認する	A	
レーンマーク施工管理要領	3. 試験施工	試験施工	塗料・ガラスビーズ吐出量施工パターン・施工幅施工速度	A	
防護柵施工管理要領	4. 製品の寸法検査	寸法検査	部材寸法	○	
	6. 現場の検査	出来形検査	路面肩の天端高さ	○	
遮音壁施工管理要領	3. 立会い検査	鋼管ぐい基礎	形状寸法	○	
	3. 立会い検査	鋼管ぐい基礎	外観	○	
	3. 立会い検査	鋼管ぐい基礎	中詰コンクリート	A、C	
	3. 立会い検査	直接基礎	コンクリート	A、C	

施工管理要領	品質管理項目	工種	項目	適用性	備考
遮音壁施工管理要領	3. 立会い検査	支柱	形状寸法	○	
	3. 立会い検査	支柱	外観	○	
	3. 立会い検査	支柱	溶接	○	
	3. 立会い検査	遮音板土留板	形状寸法	○	
	3. 立会い検査	遮音板土留板	外観	○	
	3. 立会い検査	付属物等	形状寸法	○	
	3. 立会い検査	付属物等	外観	○	
	3. 立会い検査	付属物等	性能（穿孔式埋込ボルト）	○	
造園施工管理要領	2-2-3. 植樹工の出来形基準	植樹工	植栽本数	○	
	2-5-2. 支柱工の出来形基準	支柱工	支柱の組数	○	
	2-6-2. 根廻工の出来形基準	根廻工	根廻しの本数	○	
	2-7-2. 幹巻工の出来形基準	幹巻工	幹巻の本数	○	
	2-7-2. 幹巻工の出来形基準	幹巻工	幹巻テープの重ね幅	○	
	2-8-3. マルチング工の出来形基準	マルチング工	施工箇所	○	
	2-8-3. マルチング工の出来形基準	マルチング工	固定ピン数	○	
	2-9-3. 張芝工の出来形基準	張芝工	目串の本数	○	
	3-3-3. 樹木名標板工の出来形基準	樹木名標板工	樹木名標板の基数	○	
管路工事施工管理要領	17. 管路試験	通信及び照明用管路	通過試験	○	
	17. 管路試験	トンネル防災用管路	送水試験水圧試験	○	

(参考 1) 遠隔立会実施フロー

各共通仕様書に基づく工事等の遠隔立会の実施可否について、フローに基づき受発注者間で協議を行う。

調査等共通仕様書に基づく調査等の遠隔立会については以下のフローの工事打合簿を調査等打合簿、工法変更指示書を調査等指示書、施工計画書を作業計画書に読み替えるものとする。

